

新型外貨通知預金《C a n》

(愛称) 外貨《C a n》

本書をよくお読みいただき、商品の内容・リスク等を十分ご理解の上、お取り引きくださいますようお願い申し上げます。

新型外貨通知預金《C a n》は、2018年2月2日（SMBCダイレクトでは2018年2月4日）より新規お預け入れ（口座開設）および追加のお預け入れの取扱を停止しています。

なお、払い戻しおよび解約は引き続き受け付けいたします。

また2018年7月以降、新型外貨通知預金《C a n》は順次外貨普通預金に移行いたします。移行後のお取引については「外貨普通預金商品説明書」をご覧ください。

- ・外貨預金は、外貨建ての預金（預金保険の対象外の預金）であり、外国為替相場の動向等によっては、払戻時の円貨額がお預入時の円貨額を下回る等、「元本割れ」が生じるリスク等があります。それらのリスクは、預金者が負うこととなります。
- ・預金者には、お預入時に為替手数料等をご負担いただくほか、外貨現金の引出時等にも手数料がかかります。
- ・預金者は、預金の元利金の払戻請求権を有します。
- ・新型外貨通知預金《C a n》とは、外貨預金のうち、期間の定めのない預金で、据置期間（「お預入日」から「その1ヵ月後応当日の前々日」までの期間）は、原則として、払戻請求に応じないことを条件としている預金です。

商品内容のご確認に際しては、販売担当者等により、商品の内容およびリスクに関する説明をさせていただきますので、窓口等にお問い合わせください。

- 外貨預金には、為替変動リスクがあります。外国為替相場の動向等によっては、払戻時の円貨額がお預入時の円貨額を下回る等、「元本割れ」が生じるリスクがあります。
- TTS レート（円貨から外貨に替えるレート）と TTB レート（外貨から円貨に替えるレート）には差（米ドルであれば1米ドルあたり2円）がありますので、外国為替相場に変動がない場合でも、払戻時の円貨額がお預入時の円貨額を下回り、「元本割れ」が生じるリスクがあります。
- TTS レートと TTB レートの差は往復の為替手数料に相当し、相場公表通貨における差は1通貨単位あたり最大16円です。
- 外貨によるお預け入れまたはお引き出しの際には原則、手数料がかかります。外貨現金の場合、たとえば米ドルであれば1米ドルあたり2円かかります。送金等その他の手数料については、お取引内容により異なりますので、あらかじめ表示することができません。
- その他の通貨における TTS レートと TTB レートの差および外貨現金の取扱手数料等は、前記とは異なりますので窓口までお問い合わせください。
- お客様にご負担いただく手数料の合計額は、上記を足し合わせたものになります。

商品説明書

2018年3月

株式会社 三井住友銀行

1. 商品（契約）の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・新型外貨通知預金《Can》とは、外貨預金（本邦通貨以外の外貨建ての預金）のうち、期間の定めのない預金で、据置期間（「お預入日」から「その1ヵ月後応当日の前々日」までの期間）は、原則として、払い戻しの請求に応じないことを条件としている預金です。
2. 期間	<ul style="list-style-type: none"> ・この預金には、払い戻しに関する期間の定めがあります。 ・据置期間（「お預入日」から「その1ヵ月後応当日の前々日」までの期間）は、原則として払い戻しできません。 ・据置期間経過後は、随時払い戻しできます。
3. ご利用可能な方	<ul style="list-style-type: none"> ・個人のお客さま
4. お預入方法	<ul style="list-style-type: none"> ・新型外貨通知預金《Can》は、2018年2月2日（SMBCダイレクトでは2018年2月4日）より新規お預け入れ（口座開設）および追加のお預け入れの取扱を停止しています。
5. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・当行の国内本支店窓口等（原則として、その外貨《Can》をお預け入れいただいている取引店）で、当初お預入通貨にて、元金と利息を払い戻します。ただし、外貨現金でお引き出しされる場合、硬貨はお取り扱いできません。 ・この預金の解約にあたっては、当行に対し、解約する日の2日前までに解約する旨の通知をしてください。 ・お預入明細1件ごとに払い戻します（お預入明細1件の一部金額の払い戻しはできません）。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利息支払 (3) 計算方法 (4) 利子課税	<ul style="list-style-type: none"> ・適用金利は、市場金利の動向等に応じて毎日決定し、次の区分にしたがって店頭に表示します（変動金利）。適用金利につきましては、窓口までご照会ください。 ・毎日の最終残高に応じて、店頭に表示する利率を適用します。 <ul style="list-style-type: none"> A 50万円以上 ～ 3万米ドル相当額未満 B 3万米ドル相当額以上 ～ 10万米ドル相当額未満 C 10万米ドル相当額以上 ・お預入明細1件ごとに、お預入日の6ヵ月応当日毎に利息を支払い、この預金の元金に組み入れます。 ・毎日の最終残高について、付利単位を1通貨単位（たとえば、米ドルの場合は1ドル単位）として、1年を365日とする日数計算をもとに利息を計算します。 ・分離課税（国税15.315%および地方税5%、合計20.315%）となります。 ・外貨預金には、マル優はご利用いただけません。

7. 手数料等	<p>・ TTS レート（円貨から外貨に替えるレート）と TTB レート（外貨から円貨に替えるレート）には差がありますので、外国為替相場に変動がない場合でも、払戻時の円貨額がお預入時の円貨額を下回り、「元本割れ」が生じるリスクがあります。TTS レート、TTB レートの差は、往復の為替手数料に相当します。</p> <p>■取扱可能な通貨の為替手数料（往復）</p> <table border="1" data-bbox="411 264 1361 353"> <tr> <td>米ドル</td> <td>1 米ドルあたり 2 円</td> </tr> <tr> <td>ユーロ</td> <td>1 ユーロあたり 2 円 80 銭</td> </tr> </table> <p>・ 外貨現金のお預け入れまたはお引き出しの際には原則、手数料がかかります。送金等その他の手数料については、お取引内容により異なりますので、あらかじめ表示することができません。</p> <p>■取扱可能な通貨の外貨現金手数料</p> <table border="1" data-bbox="411 566 1361 656"> <tr> <td>米ドル</td> <td>1 米ドルあたり 2 円</td> </tr> <tr> <td>ユーロ</td> <td>1 ユーロあたり 2 円 60 銭</td> </tr> </table> <p>1 万米ドル以上の米ドル建て外貨預金をお持ちの個人のお客さまご本人が、その外貨預金に対して米ドル現金でお預け入れ、またはお引き出しする場合は、外貨現金手数料は不要です。</p> <p>※ 硬貨のお取扱はしていません。</p> <p>※ 米ドル建て以外の外貨預金から、預入通貨で外貨現金をお引き出しする場合は、お取り寄せになるため、日数がかかります。</p> <p>また、米ドル建て外貨預金から米ドル現金をお引き出しする場合でも、金額や金種によってはお取り寄せのため、日数がかかることがあります。</p>	米ドル	1 米ドルあたり 2 円	ユーロ	1 ユーロあたり 2 円 80 銭	米ドル	1 米ドルあたり 2 円	ユーロ	1 ユーロあたり 2 円 60 銭
米ドル	1 米ドルあたり 2 円								
ユーロ	1 ユーロあたり 2 円 80 銭								
米ドル	1 米ドルあたり 2 円								
ユーロ	1 ユーロあたり 2 円 60 銭								
8. 付加できる特約事項	ありません。								
9. 預金保険の適用	・ 預金保険の対象外です。預金保険については、窓口までお問い合わせください。								
10. 元本欠損リスクと要因	<p>外貨預金には、元本欠損を発生させる等の次の主なリスクにより、損失を被ることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国為替相場の動向等によっては、払戻時の円貨額がお預入時の円貨額を下回る等、「元本割れ」が生じるリスク ・ 外国為替市場において外国為替取引が行われない場合等に外貨預金のお預け入れや払い戻しに応じられないリスク ・ 外国為替相場に変動がない場合においても、TTS レートと TTB レートの差から生じる「元本割れ」のリスク 								
11. 中途解約の制限・権利行使上の制限	<p>・ 原則、据置期間中の解約はできませんが、やむを得ず据置期間中に解約する場合は、解約日の外貨普通預金(その外貨《Can》の通貨建てのもの)の利率で計算します。</p> <p>・ 据置期間の直後に銀行休業日が連続する場合は、その最終日の翌営業日から払い戻しできるようになります。</p>								
12. 想定されるリスク	・ その他不測の事態等が発生した場合に、お預入時の元本を割り込むリスクがあります。								

<p>13. その他の説明事項</p> <p>(1) 為替差益への課税</p> <p>(2) ステートメント取引</p> <p>(3) 取扱時間帯について</p> <p>(4) 当行が契約している 指定紛争解決機関</p> <p>(5) 対象事業者となっ ている認定投資者保護 団体の有無</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金利については、窓口までお問い合わせください。 ・当行における外国為替取引方針や手数料等については、ホームページに掲載している「外国為替業務に関する取引方針」をご参照ください。 ・<u>新型外貨通知預金<<Can>>は、2018年2月2日（SMBCダイレクトでは2018年2月4日）より新規お預け入れ（口座開設）および追加のお預け入れの取扱を停止しています。なお、払い戻しおよび解約は引き続き受付いたします。</u> ・<u>2018年7月以降、新型外貨通知預金<<Can>>は順次外貨普通預金に移行いたします。移行後のお取引については「外貨普通預金商品説明書」をご覧ください。</u> <p>・総合課税（雑所得として、確定申告が必要です。） ただし、年収2,000万円以下の給与所得者の方で、給与および退職所得以外の所得が為替差益を含めて年間20万円以下の場合は、申告は不要です。なお、為替差損については、雑所得から控除することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通帳を発行せず、お取引内容をお取引明細書に記載して、お届けの住所に送付します。 ・この外貨<<Can>>口座を開設した支店の円預金口座を、ご本人さま確認口座として届けていただき、お預け入れ・払い戻し・口座解約・届出事項の変更等の際には、その円預金口座の通帳またはキャッシュカードの提示が必要となります。 <p>・窓口の取扱時間帯は、米ドルの場合は平日午前10時から、米ドル以外の通貨は午前11時から午後3時までです。</p> <p>・一般社団法人 全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p> <p>・無</p>
--	--

(2018年3月19日現在)

《お問い合わせ先》

本商品のお問い合わせは、お近くの窓口または下記までお願いいたします。

電話：0120-56-3143（携帯電話・PHSからもご利用いただけます）
海外からの通話など、フリーダイヤルをご利用いただけない場合は、
（通話料有料）東京：03-5745-5051 大阪：06-6258-0012
毎日 9：00～21：00
（1月1日～3日と5月3日～5日を除く）

【商号・住所】

株式会社 三井住友銀行 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号